

古河市告示第251号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）の地域の類型を当てはめる地域をそれぞれ別表のとおり指定し、令和元年11月1日から施行する。

令和元年11月1日

古河市長 針谷 力

別表

地域の類型	当てはめる地域（※）
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 用途地域の指定のない区域

※都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する地域